

# 公益社団法人長野県社会福祉士会 大規模災害発生時対応要綱 (災害対応ガイドライン)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下、「本会」という。）が、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日社士会」という。）の行動規範に従い、大規模災害（以下、「災害」という）発生時にとるべき初動についての基本を定めることにより、公共の安全と福祉に寄与することを目的とする。

(災害の定義)

第2条 本要綱における「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であつて、大規模な破壊、死傷者をもたらし、広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

(災害対応の範囲)

第3条 本要綱が対象とする災害対応の範囲は、災害発生に備えた体制整備、災害発生時の応急対応、復旧支援、復興支援を基本とし、災害の各段階で必要な対応を定めることとする。

## 第2章 災害発生に備えた体制整備

(本部ならびに支部の設置)

第4条 非常時に備え、災害に対応する本部ならびに支部を規定する。

2 非常時に備え、災害時に対応する連絡の『具体策』を別表のとおり規定する。

(災害発生に備えた体制整備)

第5条 本会は、災害が発生した場合は速やかに初期対応できるよう予め次の体制整備を行う。

1 長野県内に災害が発生した場合に備えた体制整備

- (1) 本会会員の相互支援と会務継続のための災害発生時の初動対応に関する事項
- (2) 災害支援本部の設置及び運営に関する事項
- (3) 長野県及び県内職能団体と協力した支援体制の整備に関する事項
- (4) 災害支援に備えた会員の研修、訓練の実施
- (5) 日社士会及び他都道府県社会福祉士会（以下、「他県社士会」という。）への人的、経済的及び物的支援要請に関する事項
- (6) 日社士会及び他県社士会との通信連絡、情報収集並びに情報提供の方法とその範囲に関する事項。

2 他県で大規模災害が発生した場合への備え

- (1) 本会は、大規模広域災害に備えた体制整備のため、関東甲信越ブロック社会福祉士会等と事前協定を結ぶなどの体制づくりを行う。
- (2) 県外被災地から県内への避難者支援を想定した体制づくりを検討する。

(災害時に必要な機器等の整備)

第6条 災害時に備え、事務局は次の機器を設置する。

- (1) 長野県社会福祉士会旗
- (2) 腕章

## 第3章 災害発生時の応急対応

(災害支援本部)

第7条 会長、副会長、事務局長（以下、三役という）が互いに連絡を取り合い、必要と判断する場合には、次の手順で災害支援本部（以下、支援本部という）を立ち上げ、応急対応を行う。

- (1) 支援本部は、事務局として使用できない場合を除き、長野県食糧会館事務所内に拠点を置く。
- (2) 三役は、速やかに三役を中心とした支援本部による会議を持ち、当座の対応について基本方針と必要な具体的行動案を策定する。
- (3) 支援本部は、立案した基本方針と、具体的な行動案を全理事及び地区役員に伝達し、必要に応じ、行動のための指示を行う。

- (4) 支援本部は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報収集し、理事及び長野県地域福祉課や社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター、関連団体との連絡調整を行う。また、連絡調整の際は本会が支援本部を設置したことを伝える。
- (5) 本会地区理事は、県内が被災した場合、地区における被害状況を把握し、支援本部へ報告する。
- (6) 支援本部は、会員間の相互支援の連絡調整を行う。相互支援の活動は、会員の個人ボランティア参加とし、依頼元会員の責任で支援機関等の長の許可を得て支援を受け入れるものとする。
- (7) 本部長は、必要に応じ日社士会への人的、経済的及び物的支援要請を行う。
- (8) 支援本部は、必要に応じ災害対応に必要な物品の調達を行う。
- (9) その他必要な措置。

## 2 県外で発生した災害に対応した支援本部の立上げ

会長は、県外で大規模災害が発生した場合、当該他県社士会からの要請及びその被害状況に鑑み、理事会を招集する等して、支援本部の立上げ等必要な支援策をとる。

(情報収集及び伝達)

第8条 事務局は、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ災害に関する情報収集に努め、支援本部へ報告する。

- 2 災害支援本部は、本会の会員の安否確認のため、インターネット等の方法を通じ、情報を収集し、支援本部にて必要に応じた支援を立案する。
- 3 災害支援本部は、日社士会並びに長野県地域福祉課や市町村災害対策本部、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターと連絡をとる。
- 4 事務局は、3に規定する組織や団体に本会が支援本部を設置したことを告げるとともに、行政が計画する必要な災害支援について状況を把握する。
- 5 災害支援本部は、災害が発生した場合、本会及び日社士会の対応方針に関する会員への広報周知を行う。

## 第4章 災害復旧期の支援

(災害復旧期の支援内容)

第9条 本会が組織的に取り組む支援活動は、ソーシャルワーカーの専門性を活かした次の活動を原則とする。

- (1) 避難所や被災地区の高齢者・児童・障がい者及びその世帯に対する面接や相談、福祉ニーズの把握等
- (2) 被災地の相談業務従事者、福祉従事者への支援、交代職員の確保支援等

(先遣チームの派遣)

第10条 支援本部は、県地域福祉課や被災地災害対策本部の了解を得たうえで、被災地の避難所や被災者の暮らす地区で支援ニーズの把握を行うため、先遣チームを派遣することができる。

(支援活動の実施)

第11条 具体的な支援活動は、県災害対策本部又は被災地災害対策本部からの支援要請を受けて動くことを基本とする。

- 2 被災地の福祉・介護事業所等からの支援要請があった場合も、原則として被災地災害対策本部の了解を得たうえで、支援を行うこととする。
- 3 本会が行う統一した行動に際しては、対応者は本会の「社会福祉士会」腕章を必ず着用すると共に、会員証を常時携帯する。

## 第5章 復興支援

(災害復興期の支援内容)

第12条 災害復興期に本会が組織的に取り組む活動は、ソーシャルワーカーの専門性を活かした次の活動を原則とする。

- (1) 被災地コミュニティの再生支援
- (2) 被災地相談機関への継続的な専門職派遣等

## 第6章 その他の対応

(日社士会対策本部との連絡調整)

第13条 支援本部は、初期対応の内容を含め、状況を速やかに日社士会対策本部へ連絡し、必要に応じ支援を要請する。

2 支援本部は、必要に応じ、日社士会ホームページを活用し、義援金の募集等の支援を日社士会会員へ呼び掛ける。

(他県社士会等との連絡調整)

第14条 他県社士会等に本会会員を災害支援活動協力員として派遣している場合には、支援本部は必要に応じて当該他会との連絡調整を行い、当該会員と連絡を取りながら被災地の状況を把握する。

2 他県社士会から長野県下にボランティアの支援があった場合には、支援本部は当該他会と連携して対応する。

(会員への報告等)

第15条 本会の行う支援内容は、ホームページやメールを通じて会員へその都度報告し、必要に応じて人的な協力が可能な会員を募集し具体的な協力を要請する。

2 本会が行った支援内容及びその実績については、統計的に整理し、日社士会対策本部及び会員へ後日報告する。

## 第7章 災害支援会員の募集及び派遣と経費の支弁について

(会員の募集・派遣)

第16条 災害支援本部が、災害支援のため会員の派遣が必要と判断した場合は、当該災害支援活動に協力できる者を募集し具体的な協力を要請する。

2 災害支援に応募した会員は、現地行政等からの要請に基づき、派遣する。

(旅費及び活動費)

第17条 本会の会員が派遣依頼に基づいて災害支援活動を行う際の大規模災害支援積立金の設置及び旅費・活動費の経費については別に定める。

(その他)

第18条 前条に定める以外に必要な事項については、会長がそれを定める。

(改廃)

第19条 この要綱の改廃については、理事会の議決を得なければならない。

(付則)

1 この要綱は平成25年9月2日から施行する。

2 この要綱は平成29年3月4日から施行する。

### 【別表】

<災害支援本部>

長野県社会福祉士会事務局

〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6階

TEL 026-266-0294 fax 026-266-0339 E-mail info@nacsw.jp

本部長 本会会長

副本部長 本会副会長のうち予め会長が定めた順序で上位のもの

事務局 本会事務局長、事務局員

災害支援プロジェクト 必要に応じて設置する。

<災害支援支部>

支部長 本会地区支部長(理事)

地区三役、役員 地区会員 住民票を置く地区に所属する本会会員